

「信頼」への問いの方向性

はじめに——問題設定——

フクシマの出来事は、その構造的類似性の故に、水俣病事件としばしば比較される。確かに、国策私企業が公益と公衆に害をもたらした点で、フクシマも「公害」事件の様相を呈している。しかも、初期の急性劇症型とは別に、長期微量汚染による慢性型ないし遅発性の水俣病による「未認定患者」の問題が、二度にわたる「政治決着」によっても今なお十分な解決をもたらしていないことは、今後のフクシマの行く末を予想させもする。しかし、水俣病事件にあつては、原因をめぐる長期にわたる科学論争と「責任」の多様なディスクリブルが特徴的だったのに対して、フクシマ以後、しきりに語られているのは「信頼」

丸 山 徳 次

である。電力会社のみならず、政府、専門家、マスメディアの「信頼の喪失」が問題視されている。「安全神話の崩壊」が一気に「信頼の崩壊」に結びついたかのようである。

主題化されたのが「責任」と「信頼」の違いであることは、勿論、時代背景と出来事の時間的な経過の異なりに起因する点が大いだが、フクシマの場合、化学企業の中間物質製造および廃水問題と異なつて、電気エネルギーという現代生活の普遍的基盤的な要素に関わり、しかも電力企業の地域独占体制ならびに高度な専門性の故に、われわれ消費者は必然的に企業とそれに連関したシステムに信じて頼り、身を任せるほかない。つまり、信頼せざるを得ないのである。巨事故の直接的な引き金が地震と津波だったことも手伝って、よりいっそう基礎的な「信頼の崩壊」意識に結びついたのかもしれない。しかし、も

しかししたら、われわれ自身が、素朴な基礎的信頼（のちに「原信頼」と呼ぶ）と、専門分化の激しい現代社会の機能的要素としての信頼とを分離し、分節化する能力を欠いているために、問題事象を「信頼の喪失」として間違つて把握しているのかもしれない。あるいは「信頼」の問題化の意味が理解できていないのかもしれない。

「信頼」概念は、人間存在の支持基盤としての *basic trust*（エリクソン）、「存在信頼 *Seinsvertrauen*」（ボルノー）、「馴れ親しみ *Vertraulich*」（ルーマン）と、それを基礎にして共同体的枠組みの中で成立する個別人格にたいする信頼と、近代以後の高度に内部分化した複雑な巨大社会での「システム信頼 *Systemvertrauen*」（ルーマン）とに分けることができるし、分ける必要がある。本シンポジウム「専門家と信頼」で論じられるべきは、システム信頼とその枠組みの中で的人格的信頼であり、それらが基盤的な信頼とどう関わるか、であると考ええる。

このような信頼関係において問題化する「専門家」とは、当該各領域で安全管理ないしリスク管理を行う人や組織である。高度に専門分化し分業化した現代社会にあつて、われわれは程度の差こそあれ職業人として高度の専門性を身につけているが、他方では、衣食住のあらゆる生活領域で外部依存せざるを得ないことによつて、日常生活人としては素人性を強めている。こうした専門家・素人・関係における信頼とは、「当該領域での安全管理（リスク管理）の能力と責任を果たしてくれるだろうと

いう期待」である。だから専門家にとっては、そうした信頼に応えることが、要請される。しかし、この要請を規範づける原理があるならば、それは何か。「信頼」ないし「信頼に値すること（信頼相当性）*trustworthiness*」そのものなのか。

他方、一般市民（消費者）としては、安全性の高い社会環境を形成するためには、いたずらに「安心」のみを求めるのではなく、いわば「合理的な不信」「健全な疑い」を身につける、あるいは制度化する必要があるのではないだろうか。しかし、「信頼」の文脈でこうした要請を規範づける原理があるならば、それはいったい何なのか。

一 「信頼」への問いの展開

西洋思想の伝統において、「信頼」が語られる文脈は、第一に友愛論であり、第二には政治学である。例えばアリストテレスの「エウデモス倫理学」においては、信頼（*doxa*）がなければ安定した友愛（*philia*）の関係はなく、信頼は時間を要する、ということが語られ、「政治学」においては、僭主制を維持する方策として、人々が互いに信頼を高めあう親睦会や互い同士が知りあい信頼が生まれる集会を禁じることが必要だと論じられている。また王制の安定にとつては親しい友人の存在が重要であるのに対して、僭主にとつては友人こそが信頼のおけない存在であることが示唆されている。やがてキケロの「義務につ

いて」における「信義 *ides*」やローマ法における「信託財 *fiducia*」の概念は、約束ないし契約における信頼の必要性が論じられたものであつて、契約論こそは、「信頼」が語られる第三の文脈である。近代になると、政治学と契約論との結合、すなわち社会契約論において、「信託 *trust*」が語られることになる。

こうした伝統において、人間の社会的関係にとつて「信頼」が重要であることが気づかれてはきたが、「信頼」そのものが問題として論じられるようになるのは、二〇世紀の後半に入つてからである。すでにハイデガーの『存在と時間』(一九二七)において、「世界親密性 *Weltvertraulichkeit*」が現存在にとつて構成的であり、現存在の存在理解を共に形成していること (§ 18)、不安 (*Angst*) が「日常的親密性 *die alltägliche Vertraulichkeit*」の崩壊現象であることが論じられたが (§ 40)、二〇世紀における「信頼」の主題化の背景には、人間存在の基盤を揺るがす不安が潜んでいるだろう。一九五〇年代、「信頼の喪失」によつて特徴づけられてきたとする現代において「新しい被護性 (安心立命) *neue Geborgenheit*」の必要性を説いたボルノーは、「あらゆる個別的な信頼の背後にあつて、はじめてそれを可能にする世界と生一般とにたいする信頼」、「人が信頼する特定の対象をまだ持たない端的な信頼、深い被護性の感情から生そのものの内に立ちのぼってくるような信頼」を、「生の信頼 *Lebensvertrauen*」なら、「存在の信頼 *Seinsvertrauen*」

と呼んだ。ボルノー自身、心理学的精神医学的なニチユケの研究を参照しているが、同じ時期、エリク・エリクソンは「幼児期と社会」において、ボルノーの言う「存在の信頼」と同等のものを「基本的信頼 *basic trust*」と呼び、幼児期における基本的信頼の形成が、人格アイデンティティの基盤となることを明らかにしている³⁾。

一九六八年に初版が出されたルーマンの『信頼 *Vertrauen*』は、現代における信頼論の古典である。ルーマンが試みようとしたのは、信頼の社会的な機能を究明し、信頼の働きを規制する歴史的・社会的諸条件を考慮にいられて信頼の形成や変容を機能的に分析することである。ルーマンによれば、信頼は歴史的にも内容的にも様々な形態をとる。原始的 (古代的) な社会秩序と文明化された社会秩序においては、信頼は異なった様式をもつ。ルーマンにとつても、個別の人格的信頼の前提基盤となつているのは「日常的な世界親密性 *die alltägliche Weltvertraulichkeit*」であり、一切の信頼と不信との前提である「生活世界の馴れ親しみ (親密性) *Vertraulichkeit der Lebenswelt*」である。信頼は、基礎的には、自然発生的に成立する人格的信頼であるが、近代以後の機能分化の激しい高度に複雑な社会にあつては、一般的なシステムのメカニズムにたいする信頼 (システム信頼) が前面に押し出でき、人格的信頼もシステム信頼の一変種として、戦術的な洞察に基づいたものとなる。

ルーマンにとって信頼とは「社会的複雑性の縮減メカニズム」の一つであり、信頼がその機能を發揮するのは、第一に、信頼が欠落した情報を内的に保証された確実性(安心)によって補い、第二に、手持ちの情報からそれ以上のことを引き出し、第三に、行動期待を一般化する、ということによってである。その際、信頼は法や組織や、とりわけ言語(言葉)といった他の縮減の働きに寄りかかっているが、それらに還元されるものではない。

バーバーの「信頼の論理と諸限界」(一九八三)は、ルーマンの影響下で信頼を明確に定義しながら、特に専門職の信頼問題を社会学的に扱ったものとして著名である。信頼(trust)とは、その最も一般的な意味においては、自然の秩序および道徳的な社会秩序が存続していくだろうし、程度の差こそあれ実現されるだろうという期待(予期)(expectation)であって、社会においてすべての人々が内面化している期待である。バーバーにとっても、こうした一般的な期待としての信頼が基盤であり、その上に、二つの特殊な期待が存在する。すなわち、「技術的能力の遂行」(technically competent performance)についての期待と「受託上の義務と責任」(fiduciary obligation and responsibility)についての期待である。バーバーはこれら二つの期待を実質的な信頼の二つの側面として規定し、医師・弁護士・会計士・学者・ソーシャルワーカー等の支援職といった各種専門職の信頼関係について、アメリカ社会の現況を分析している。

その結論はいささか単純であって、効果的な社会制御のためには信頼は決して十分ではなく、それを補完する機能的等価物が社会秩序を維持する「道具」として必要だ、という結論である。その道具の一つは「合理的不信(rational distrust)」であり、さらには法律、検査体制、不正行為にたいする保護手段、といったものである。⁶⁾

二 「信頼」の概念分析

——信頼の三層と関係性、そしてシステム信頼——

母親(ないしそれと同等の養護者)への従属性によって始まり、相互性の中で育まれるエリクソンの言う「基本的信頼」は、ポルノーの言う「存在信頼」、ルーマンの言う「世界親密性」と実質的に等しく、人間の社会的関係の可能性の基盤をなす。この信頼の基層を「原信頼」と呼ぶとするならば、原信頼の基盤の上に個別の対象に向けて信頼(Vertrauen)と不信(Misträuen)とが分岐する「人格的信頼」の層があり、さらに、ルーマンの言う「システム信頼」の層がある、と考えられる。

「信頼」はあくまで関係概念であって、動詞形で考察すべきものである。「信頼する」主体をAとし、「信頼される」対象をBとするならば、「AはBを信頼する」というのは、本来、「AはBがXする」ということを信頼する」という省略表現である。⁷⁾そして、Bを個別の人格ないし人格集団として「信頼する」の

が人格的信頼であるのに対して、Bが社会システムである場合をシステム信頼と呼ぶ。「信頼される」Bの振舞や働きの性質としてAが感じ取る性質を、私は「信頼相当性」と呼ぶことにする。「信頼性」とも訳される trustworthiness ないし Vertrauenswürdigkeit の訳語のつもりである。信頼相当性は、Aにとつては、Bを信頼する根拠であるが、Bにとつては、Aに信頼されることを欲する（または必要とする）限り、B自身の振舞の原理となりうる。

ルーマン自身は、「信頼」において、「日常言語にたいする追加的な装置」であり、「象徴的に一般化された選択のコード」である「コミュニケーション・メディア」として貨幣、真理、権力を取りあげてシステム信頼の諸側面を分析している。システム信頼は、コミュニケーション・メディアにたいする信頼として、それぞれの機能システムごとに特化したかたちで現われる。この場合、近代社会における再帰性 (reflexivity) の増大が信頼においても出現し、システム信頼は「信頼にたいする信頼」として働く。つまり、「システム信頼は、他者たちもまた信頼しているということ、そして、信頼のこの共通性が意識されるということ、に基づいている」⁽⁸⁾。例えば、経済システム全体の複雑性は、貨幣によって個々人に断片化され、いわば分権的メカニズムによって構築されるが、このメカニズムが機能するために、貨幣そのものが信頼を得ていなければならない。そして、貨幣価値の安定性と多様な使用チャンスの持続性を信

頼している者は、そうした機能を他者たちも信頼しているということを信頼しているのである。

「あたかも強制されているかのごとく、貨幣を信頼しつづけなければならぬ」⁽⁹⁾とはいえ、貨幣の場合、複雑性の縮減は個人に委ねられている。これに対して、真理はあくまでも「間主観的な縮減作用を担うメディア」であり、間主観的な伝達可能性を帯びた「意味」の体験に関わっている。およそ信頼は、「そもそも真理が可能だ」という場合、つまり、「人々は同一の事柄について、第三者たちにとつても拘束力をもつ仕方ですれ合うことができる」⁽¹⁰⁾という場合にのみ可能である。個々人にとつては、他者の情報処理を支えとし、それに頼ることによつて、予め複雑性が縮減されている必要がある。人は、自分の自動車の不調や自分の病気を誰がなおしてくれるのかを、予め知っている。つまり、「証明可能な特定の情報処理能力にたいする信頼、機能的な権威にたいする信頼、そして行為システムとしての科学の機能的な遂行能力にたいする信頼」というのが、ここでの信頼の典型である。システム信頼をコントロールするためには、ますます専門的知識が必要となつてきている。信頼相当性のチェックさえ専門家に委ねられ、「システムの機能的能力にたいする信頼は、システム内部に備わっているコントロール能力にたいする信頼を含む」⁽¹²⁾ということになる。こうして個人は、実際には信頼そのものをつくり出したりコントロールしたりすることができないにもかかわらず、システムを信頼し

なければならぬという「強制下に置かれている」。つまり、システム信頼は、その機能と特徴の点で、世界親密性（「原信頼」と一定の共通性を持ち、人格性を帯びた信頼ないし不信の対極に位置する。勿論、システム信頼はシステムとの親密性ではなく、素材に体験される日常世界にたいする馴れ親しみ〔親密性〕とは本質的に異なる。「システム信頼の内には、あらゆる働きが〔人間によって〕生み出され〔hergestellt〕、あらゆる行為は他の諸々の可能性と比較されながら〔人間によって〕決定される〔entschieden〕という意識が入り交じっている」⁽¹³⁾。ルーマンは、今日、信頼を問うことの一つの意味について、次のように述べている。

「システム信頼への転換という巨大な文明化の過程は、人類に、複雑な世界の不確定性にたいする安定した構え（eine stabile Einstellung zur Kontingenz einer komplexen Welt）を与え、またあらゆる事柄は別様でありうるという洞察をもって生きる可能性を与えた。このような文明化の過程のなかで、世界のもつ社会的な不確定性（die soziale Kontingenz der Welt）が意識されるようになる。それとともに、その意識にたいして、世界の有意味的な構成にたいする超越論的信頼（das transzendente Vertrauen in die sinnhafte Konstitution der Welt）についての問いが提起されることになる」⁽¹⁴⁾。

三 信頼と規範

システムを信頼しなければならぬという強制性・従属性は、今日、システム信頼こそが原信頼と類似の基盤性をもっていることを示唆する。システム信頼の状況にあつては、人格的信頼の土台も、情緒的なものではなく、自己表現に強く規制されたものになる。人間関係が流動化し、複雑化するなかで、個人は、自分が信頼を示すことに関心を持つている者であり、そして信頼に足る者であることを、表現する必要性に迫られる。この束縛は同時に、人格的信頼が職術的な洞察に基づいたものとなっていることを意味する。相手から信頼を獲得するためには、どのように振舞い、自己表現すればよいのかの知恵が一般化される。ただし、ルーマンによれば、信頼の長所は、「義務づけの道具として役立つ」とこと、その「教育的機能」にある。つまり、自己を信頼に足る者として自己表現する者は、そのことによって行為の広範な可能性を開くことができるが、メリットであるこの可能性を維持するためには、その自己表現から抜け出せなくなるのである⁽¹⁵⁾。

ルーマンはまた、「人格的信頼の限界事例」が日常生活の接触システムに見られることを、現代社会における一つの特徴として指摘し、タクシーを例にあげている⁽¹⁶⁾。運転手も客も、状況が規準化されているか否かを標準的なテストにかけて、リスク

があつても現実化しないことを予期する。類似のことは、医師と患者においても成立するように思われるが、状況の規準化の判断は極めて複雑化し、それ自身、専門的にならざるを得ない。病院が衛生的で立派だとか、医師が親切だ、といったことだけではまったく不十分である。

アンソニー・ギデンズは、抽象的システムに「責任を負う」人々や集団と素人行為者たちが出会う場面を、抽象的システムへの「アクセス・ポイント」と呼んで重要視している。アクセス・ポイントでは、「裁判官の威厳に満ちた落ち着き払った態度や、医師のしつかつめらしい専門家気質、旅客機乗員の型にはまった快活さ」が信頼を醸成する。⁽¹⁷⁾何よりも重要なことは、「抽象的システムを運用する人が（誤りを犯す可能性のある）生身の人間であることを忘れさせないものを、アクセス・ポイントが備えている」ということである。

四 「信頼の倫理学」の不可能性と可能性

先に述べたように、バーバーは、主に専門家の信頼問題を念頭において、「技術的能力の遂行」についての期待と「受託上の義務と責任」についての期待を、信頼として捉えていた。そして後者の義務と責任は、「一定の状況において、自分たち自身の利益よりも他者の利益を優先させるといふ職責 (duties)」を意味すると論じている。公衆の信頼に応えるといふことは、

専門家として技術的能力を遂行し、公衆の利益を優先させるべきで、職業を果たす、といふことになる。しかし、公衆の信頼に應えるべきであり、公衆の利益を優先させるべきであるという規範は、信頼そのものから出てくるわけではないし、信頼相当性に基礎づけられているわけでもないだろう。信頼は、それ自体で、道徳的価値を有するものではなく、一定の実践の構成要素として、諸々の価値の実現に寄与する、「道具」だと考えられる。⁽¹⁸⁾ルーマンやバーバーにとつては、社会システムの存続や社会制御の効率性・合理性といふ（機能価値）が、信頼によって実現されるのである。

勿論、かつてのニコライ・ハルトマンの価値倫理学やボルノ一の徳倫理学の立場にたてば、⁽²⁰⁾信頼そのものに（道徳的価値）を認めることができるかもしれないし、信頼の徳倫理学は可能かもしれないが、システム信頼とその変種へと転換した人格的信頼の状況においては、少なくとも信頼の義務論的な規範倫理学はほとんど不可能だろう。⁽²¹⁾

むしろ重要なことは、第一に、信頼および信頼相当性を問題とすることによって、如何なる価値の実現を追求しているのかを、そのつど明らかにすることである。第二に、信頼を問うことが、誰のために何を求めることになるのかを、明らかにすることである。「信頼の倫理学」が可能だとしたら、それら二つを問う批判的問いの次元にしかない、と思われる。これらの批判的問いを、「信頼への問いの方向性」にたいする問いと呼ん

でおきたい。

最後に私は、そうした批判的問いの具体的な素描的試みをしてみたいと思う。今日、信頼への問いは、一般公衆による問いかけとして現象するばかりか、社会学、経済学、心理学などの諸科学によってもなされているが、とりわけ社会心理学が「信頼」を取り上げるケースが多い。日本においては、「信頼」研究はまだ極めて少ないが、そうした状況の中で、やはり社会心理学が最も有力である。そこで私は、日本の信頼研究の代表的なものを見なされている社会心理学者・山岸俊男の「信頼の構造」を取り上げ、それが信頼を問うことで何を求めているのかを、ごく簡単に見ておきたい。

山岸はバーバーの定義による信頼の二義を、「相手の能力に対する期待」と「相手の意図に対する期待」⁽²²⁾として簡略化し、後者の期待のみを信頼の定義として採用する。このような一面化と簡略化にはすでに重大な問題がはらまれているが、そうした「信頼」定義を前提にして山岸は、質問紙法およびゲーム理論に基づく実験法によって、日米の信頼意識を比較調査し、「信頼の解き放ち理論」という独自の見解を展開している。山岸によれば、他者一般にたいする信頼である「一般的信頼」⁽²³⁾（？）の高い「高信頼者」と比べて、その逆の「低信頼者」は、社会的不確実性に直面した場合、特定の相手との間にコミットメント関係を形成し維持しようとする傾向が強い。反対に、高

信頼者にとっては、特定の相手とのコミットメント関係から離脱することで、既存の関係外部に存在するより有利な機会へのアクセスが可能となり、それによってよりいっそう大きな利益が得られる。「アメリカ人の方が日本人よりも一般的信頼のレベルが高い」と評価することによって、山岸は、日本社会がアメリカと同じような労働市場の開放性の大きい社会になることで、日本人の一般的信頼の度合いを高めることができると信じている。

この山岸理論については、「信頼と自由」の著者でもある経済学者・荒井一博の詳細な批判があり、理論上の批判としては、ほぼ荒井の議論で尽くされている⁽²⁴⁾。ただし、荒井は、従来の日本の「安心社会」からアメリカ型の「信頼社会」へと解き放つ力を「一般的信頼」に見ている山岸理論の「真の目的が終身雇用制の破壊にある」⁽²⁵⁾と断じているが、これは正しくない。むしろ、終身雇用制を破壊することなどを通して、日本人の一般的信頼を高めることが目的であり、そのことによって、企業一般、政府一般に対する信頼も高まるだろう、と考えられているのである。

実は、山岸の「信頼の構造」(一九九八)に先行して、それほど重要な内容の山岸の共著論文「信頼の意味と構造」が INSS Journal 第二号(一九九五)に掲載されている。INSSとは、Institute of Nuclear Safety System すなわち株式会社原子力安全システム研究所のことである。この研究所は、一九九一年二

月、関西電力美浜発電所二号機において非常用炉心冷却装置が日本で初めて実作動するという事故が発生し、「原子力発電に對する一般の人々の信頼を考えるうえで大きな転換をもたらすことになった」⁽²⁶⁾ことにより、その翌年、技術システム研究所と社会システム研究所を両翼として、関西電力の全額出資によって設立されたものである。山岸グループの主張によれば、「電力会社の意図に對する信頼はアメリカよりも日本の方が低く、原子力発電に對する態度も日本の方がネガティブである」が、これは、「[山岸らの]これまでの研究での一般的信頼の日米差の傾向と一致する」。そしてまた、「企業一般に對する信頼が高いほど電力会社の意図に對する信頼も高い」ことが示された、というのである。⁽²⁷⁾ここでの〈信頼への方向性〉は、原子力発電に對する一般公衆の信頼を醸成することによって、「原子力による電源立地を更に進めていくこと」⁽²⁸⁾に寄与することにあった。⁽²⁹⁾すなわち、山岸らの信頼研究は、公衆の「一般的信頼」をどのようにして高めることができるのかという問いに向けられており、それによって電力企業にたいする公衆の信頼度を高め、原子力発電の開発を推し進めることに向けられていたのである。少なくともここでは、「信頼」を問うていようとして、企業が公衆の信頼に応えるということが何を意味するのか、ということとは問題とされることはなく、むしろ、公衆からの信頼が企業にとって必要であることが、そのまま単純に前提とされているのである。

注

- (1) Otto Friedrich Bollnow, *Neue Geborgenheit* (1955, 3rd 1972), in: O. Fr. Bollnow *Schriften*, Bd. 5, Königshausen & Neumann, Würzburg 2011, S. 12. 「実存主義克服の問題——新しい被護性」(須田秀幸訳、未来社、一九六九年) [引用文は筆者により改訳されている。]
- (2) Alfred Nitschke, *Angst und Vertrauen*, in: *Das verwaisete Kind der Natur - Ärztliche Beobachtungen zur Welt des jungen Menschen*, Max Niemeyer, Tübingen 1962.
- (3) Erik H. Erikson, *Childhood and Society* (1950), W. W. Norton & Company, New York/London, 1964. [幼児期と社会] (仁科弥生訳、みすず書房、一九七七年)
- (4) Niklas Luhmann, *Vertrauen - Eine Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität*, 3. durchgesehene Auflage, F. Enke Verlag, Stuttgart 1989, S. 105f. 「信頼」(大庭健・正村俊之訳、勁草書房、一九九〇年)、一七六頁。
- (5) Bernard Barber, *The Logic and Limits of Trust*, Rutgers University Press, New Jersey, 1983, p. 9, p. 14.
- (6) *Ibid.*, p. 166f.
- (7) Cf. Russell Hardin, *Trust and Trustworthiness*, Russell Sage Foundation, New York, 2002.
- (8) Luhmann, *op. cit.*, S. 77. 前掲邦訳、一一九頁。[引用文は筆者による改訳がなされている場合がある。以下同様。]
- (9) *Ibid.*, S. 54. 邦訳、九三頁。
- (10) *Ibid.*, S. 56. 邦訳、九五頁。

- (11) *Ibid.*, S. 56, 邦訳、九六頁。
- (12) *Ibid.*, S. 65, 邦訳、一〇九頁。
- (13) *Ibid.*, S. 66, 邦訳、一一〇頁。
- (14) *Ibid.*, S. 66, 邦訳、一一〇—一一頁。
- (15) *Ibid.*, S. 71, 邦訳、一一九頁。
- (16) *Ibid.*, S. 50, 邦訳、八五頁。
- (17) Anthony Giddens, *The Consequences of Modernity*, Stanford University Press, California, 1990, p. 85. 「近代とはいかなる時代か？」(松尾精文・小幡正敏訳、而立社、一九九三年)、一〇八頁。
- (18) Barber, *op. cit.*, p. 9.
- (19) Cf. Martin Hartmann, *Die Praxis des Vertrauens*, swv 1994, Frankfurt a. M. 2011.
- (20) Cf. Nicolai Hartmann, *Ethik*, Dritte Auflage, Berlin 1949; Otto Friedrich Bollnow, *Wesen und Wandel der Tugenden* (1958), in: O. Fr. Bollnow *Schriften*, Bd. 2, Würzburg 2009. ハルトマンは「信頼 Vertrauen」を「特殊な人倫的価値」の一つとして論じ、ボルノーは「独自の徳」として論じている。
- (21) アネット・ヘイアーは、契約論的な伝統が倫理学における「信頼」の無視をもたらしてきたことを批判し、親子関係のような「力の非対称な関係においてこそ「信頼」を問うべきことを主張して信頼の道徳理論を展開しているが、ヘイアーの発想がシステム信頼の状況にとって有効だとは思えない。 Cf. Annette C. Baier, *Trust and Antitrust*, in: Baier, *Moral Prejudices*, Haverd Uni. Press, 1994.
- (22) 山岸俊男「信頼の構造——こころと社会の進化ゲーム」(東京大学出版会、一九九八年)
- (23) 「一般的信頼」は、「ほとんどの人は信頼できるか」「ほとんどの人は基本的に正直であるか」というような質問を用いたアンケート調査によって得られるものとされているが、このような調査および概念の有効性については疑問が投げられている。荒井一博「信頼と自由」(勁草書房、二〇〇六年)、六一—六二頁およびそこに挙げられている文献を参照。
- (24) 荒井一博「雇用制度のなかの信頼」、荒井「文化・組織・雇用制度」(有斐閣、二〇〇一年)所収。
- (25) 同右、荒井論文、一三九頁。
- (26) 渡部幹・春名康宏・北田淳子「原子力発電の安全性に対する信頼の構造」(*JNSS Journal*, 1, 1994, 七〇頁)。
- (27) 同右、七七頁。
- (28) 同右、六九頁。
- (29) 渡部らの同右論文が掲載された翌年、*JNSS Journal*, 2, (1995), pp. 1-98 に山岸俊男・小見山尚「信頼の意味と構造——信頼とコミットメント関係に関する理論的・実証的研究——」が掲載されたが、その内容は、山岸俊男「信頼の構造」とほぼ重なっている。山岸は「信頼の構造」の「まえがき」で、「原子力安全システム研究所社会システム研究所の研究プロジェクトの一つとして採用されることにより、本格的な研究プロジェクトとして動き出すことになった」と、研究資金提供に対して謝辞を述べている。

(まろやま とくじ・龍谷大学)